## 令和3年度のEBPMの実践について(取組方針)

令和3年度 第1回厚生 労働省のEBPM推進に係 る有識者検証会資料

## 内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和3年4月7日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- う算事業(予算プロセス)
  - ・ 予算検討・要求プロセスにおいて、会計部局と連携の下、ロジックモデル等の積極的な活用による政策のロジックやエビデンスの検討の取組を推進。事業の 内容等に応じ、財務省主計局への説明においてロジックモデル等を活用。
  - ・ 行政事業レビューにおいて、新規予算要求事業(10億円以上)及び公開プロセス対象事業について、原則、ロジックモデルを作成・公表。
- 予算事業以外(規制等)の立案・評価・見直しに当たり、EBPMの観点から検討を行う実例の創出に積極的に取り組む。
- 行革事務局は、各種計画・施策パッケージなど複数の事業等から構成される施策を立案する際における E B P Mの手法の活用を検討。各府省は事例の 提供に協力。

## 厚生労働省における令和3年度の取組方針

- 令和4年度概算要求プロセスにおいて、EBPMになじまない事業等(除外基準(※2)に該当する事業)を除き、①新規事業、②モデル事業、③大幅な見直しを考えている既存事業のうち、一定の選定基準(※1)に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成し、活用する。なお、部局単位で①~③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業(新規事業がない場合は既存事業)のうち最も要求額が大きい事業について、ロジックモデルを作成し、活用する。このうち一部を公表。
- 公開プロセス対象事業においても、EBPMになじまない事業等(除外基準 (※2) に該当する事業)を除き、ロジックモデルを作成し、活用する。
- 予算事業以外(規制等)等についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。

※1 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

<u> </u>	200222 - 1701 100 700 1 C 200 C 7 1 7 1 7 7 20 20 C 11 7 1 7 2 7	
	事 業	概 要
1	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
2	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
3	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業
4	①に該当しない新規事業 <u>又は</u> ③に該当しない既存事業	※ <b>部局単位で①~③に該当する事業が1つもない場合</b> _①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) _なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和4年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践対象事業とする。

※2 除外基準(ロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

	事業		
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業		
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業		
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)		
iv	効果検証実施年度(令和5年度)までに終了する事業(モデル事業を除く。)		
V	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業(義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの)_		

注 上記i~v以外に、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

## 令和3年度以降の予算プロセスにおけるEBPMの取組サイクル

